

収入証紙対象手続きを

段階的にキャッシュレス化

します

電子申請による 電子収納



以下の決済方法が利用できます。



パスポートの発給手数料は、令和9(2027)年4月1日までに、収入印紙と電子収納によるお支払に移行します。

旅券の種類	収入印紙	電子収納	計
10年有効旅券	14,000円	1,900円	15,900円
5年有効旅券	9,000円	1,900円	10,900円
5年有効旅券	4,000円	1,900円	5,900円

※電子申請の場合の手数料額

お問合せはこちら

栃木県旅券センター
028-623-3472



詳しくは右のQRコードまたは検索から県HPを御覧ください。



栃木県 手数料 キャッシュレス

検索

パスポートの発給手数料の納付方法が変わります

10年

一般旅券受領証

栃木県知事 殿

年 月 日

交付予定日 :
交付期限 :
返納旅券番号 :

申請した内容と相違ないことを確認の上、受領しました。

1 旅券名義人氏名

2 旅券番号

県手数料 (2,000 円)	国手数料 (14,000 円)
--------------------	---------------------

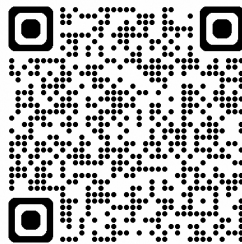
注意 栃木県 一般旅券 届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効



収入印紙は従来どおり貼付が必要です。

栃木県収入証紙は令和 8 (2026)年 4 月 1 日から販売が停止され、令和 9 (2027) 年 4 月 1 日から使用できなくなります。

収入証紙の廃止後は、栃木県電子申請システムから電子決済でお支払ください。



1,900円

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/life/passport/passport/syousi1900.html>